

第 4 3 0 回
令和 8 年度第 3 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 8 年 8 月 5 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年8月5日（水）14：00～14：35

2 場 所 札幌第Ⅰ合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】

公益代表 亀野委員、國武委員、片桐委員、八重崎委員

労働者代表 金子委員、関口委員、藤田委員、山田委員、渡辺（謙）委員

使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、渡部委員

【事務局】

労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

（１）北海道地方最低賃金審議会専門部会の審議報告について

（２）特定最低賃金の改正に係る必要性の有無について

（３）特定最低賃金の改正決定の諮問について

（４）その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

令和8年度第3回北海道地方最低賃金審議会を開催します。

本日の北海道地方最低賃金審議会は、公益代表委員の渡辺委員と使用者代表委員の馬込委員が都合により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の3分の2以上の出席の要件を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が15名と取材のため8社12名の記者の方がいらっしゃいますことを報告します。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。

○亀野会長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、議事次第（１）「北海道地方最低賃金審議会専門部会の審議報告について」です。これにつきましては、事務局から報告書の読み上げをお願いします。

○賃金室長

報告書の写しは資料番号1としておりますので、御確認をお願いします。

これより、読み上げさせていただきます。

令和8年8月4日

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会 北海道最低賃金専門部会 部会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定に関する報告書

北海道最低賃金専門部会（以下「当部会」という。）は、令和8年7月1日、北海道地方最低賃金審議会に付託された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり確認した。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関しては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安（Ｂランク）と同額の56円の引上げ額にすることが適当であると公労使の意見の一致をみた。
- 2 当部会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議に当たっても、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。特に、中央最低賃金審議会における目安の審議で用いられた指標を中心に全国平均と北海道の相違や昨年度との比較を中心に検討を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

（１）労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年の改定後の北海道最低賃金が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は、全国の平均2.1%に対し、北海道は平均2.7%とやや高い水準となっているが、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均4.2%と比べると低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について見ると、令和7年10月から令和8年6月までの期間は平均5.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.5%から下降したものの、引き続き高い水準となっている。

このように、消費者物価指数については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。

（２）賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第7回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は4.81%（昨年同時期4.91%）、これに対し全国は5.01%（昨年5.25%）であった。日本経済団体連合会2026年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員500人未満事業所の賃上げ率は4.20%（昨年4.35%）となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は4.29%（昨年4.03%）となっている。

賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（北海道が属するBランク（産業計））は3.7%（昨年3.4%）であった。

（3）通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断BSI（%ポイント）は、今年1～3月マイナス10.2、4～6月マイナス6.1、7～9月（見通し）マイナス3.5であるところ、全国状況は、今年1～3月マイナス12.9、4～6月マイナス17.6、7～9月（見通し）マイナス10.6であった。企業短期経済観測調査（北海道、日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年12月12、今年3月11、6月12であるところ、全国状況（中小企業）は、昨年12月14、今年3月13、6月13と推移していることなどから、北海道の景況等は全国とおおむね同等となっている。

また、中小企業・小規模事業者の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。

倒産件数（東京商工リサーチ）について見ると、北海道においては直近の令和7年で年間274件、令和8年上半期で151件（前年同期比17.1%増）と増加傾向にあり、全国においても同様に、令和7年で年間10,300件、令和8年上半期で5,346件（前年同期比7.1%増）と増加傾向にある。

- 4 このように、いわゆる3要素のデータを全般的にみると、物価は引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。また、北海道における賃金上昇率についても昨年と同程度の水準であること、企業全体の景況や業況も全国とおおむね同等水準であることが認められる。一方で、中小企業・小規模事業者の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁が依然として難しく、倒産件数も増加傾向がみられる。

加えて、最低賃金の地域間格差については、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安が、北海道が属するBランクは東京都などが属するAランクよりも2円高かった点も勘案した。

- 5 当部会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げに関する業務改善助成金、キャリアアップ助成金などについて、最低賃金引上げの影響を受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当部会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上

げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、中小受託取引適正化法に基づく取引の適正化の取組強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。

③ パートナースhip構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を策定している各業界団体の会員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ること。

6 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を1月などの指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げることは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）とりまとめの2（2）及び3（4）に記載された「対応方針」を踏まえ、北海道としては従来どおり法定発効を基本に審議を行った。

7 当部会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「今回の採決において、目安金額と同額である56円について、労働者側として不満ではあるものの、16年ぶりとなる全会一致となることを尊重した。しかしながら、労働者の生計費を考えれば、近年の物価上昇、特に昨年10月以降の食料品の消費者物価指数が全国平均より高い北海道の現状では、最低賃金近傍の労働者にとって、依然として生活が厳しい状況になるとの認識であることに変わりはない。

今後の審議については、3要素のデータに加え、最低賃金の地域間格差是正、民間求人誌・サイトにおける求人時の時間給などを参考にすべきと考える。とりわけ、労働組合に組織されていない労働者にとっては、労使交渉を通じて自らの賃金の引上げに関与する機会が限られている。こうした労働者の賃金や生活の底上げを図る上で、最低賃金が果たす役割は極めて重要である。また、持続的な北海道最低賃金の引上げには、パートナースhip構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言の遵守、今年改正された労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を押し進めることが重要である。」との意見があった。

使用者代表委員から、「最低賃金の決定に当たり、中央最低賃金審議会の目安を尊重しつつも、北海道の地域経済の実情を十分に踏まえた判断がなされるべきである。具体的には、中小企業・小規模事業者の賃上げ余力、生産性向上の進展状況、企業収益の動向、さらには物価上昇が企業に与える影響など、複合的な視点から総合的に検討する必要がある。また、近年は構造的な人手不足の進行を背景に賃上げ圧力が高まっているが、自主的な賃金改善と制度的な最低賃金の引上げは本来次元の異なるものであり、企業の持続的成長を通じた賃金上昇こそが望ましい姿であり、最低賃金はあくまでその下支えとしての役割にとどめるべきであ

る。

公益委員からは、労使間の合意が見られない状況を懸念して、専門部会での合意形成を図るには「使用者側が目安額での合意に賛同すること」が必要である旨の見通しが示された。消費者物価指数の上昇率は鈍化しているものの、全国に比べ北海道は高止まりしていること、地域間格差の是正についての考慮等への理解を促すものであった。昨今の情勢を勘案し、目安額を超える金額も視野に入れた議論になったが、使用者側としては、現状、北海道が目安どおりとする十分な根拠がない状況の中では、苦渋の選択ではあるが、目安額を超える金額での結審を回避することを重視し、目安額での一致に賛成することとした。

政策的観点としては、中小企業・小規模事業者の賃上げを支える公的支援の充実が不可欠であり、業務改善助成金の拡充や生産性向上に資する設備投資支援、価格転嫁を促進する取引慣行の是正など実効性のある施策を強く要望する。」との意見があった。

続いて、別紙1を読み上げます。

別紙1 北海道最低賃金

- 1 適用する地域 北海道の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,131円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日 法定どおり

続きまして、別紙2について説明します。

北海道最低賃金と生活保護との比較につきましては、2年前の生活保護の水準と比較しますので、最低賃金も2年前の金額との比較になります。

生活保護水準は、第1類費、冬季加算込みの第2類費、特例加算、経過的加算、期末一時扶助費を合計した生活扶助基準の、北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額である106,748円となります。

令和6年度の北海道最低賃金による1か月換算額である144,643円と生活保護水準106,748円と比較した結果、北海道最低賃金が下回っているとは認められなかったものとなります。

報告書の内容は以上でございます。

北海道最低賃金の改正決定につきましては、専門部会報告のとおり、北海道最低賃金を56円引上げて時間額1,131円とすることを専門部会において全会一致で結論が得られました。

専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、その決議を審議会の決議とすることを第2回本審において決定しておりますので、専門部会の決議が本審議会の決議となりますことを、併せて報告し

ます。

○亀野会長

事務局から読み上げました専門部会報告に関しまして、御意見・御質問はありませんでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、先ほど事務局から説明がありましたとおり、56円引上げて時間額1,131円、これは専門部会において全会一致で結論が得られました。専門部会において全会一致で決議した場合は、専門部会の決議が本審議会の決議となるということになります。よろしいでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特にないようですので、事務局は、答申文を読み上げてください。

○賃金室長

それでは、資料番号2の答申文を、読み上げます。

令和8年8月4日

北海道労働局長 村松達也 殿

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

北海道地方最低賃金審議会（以下「当審議会」という。）は、令和8年7月1日、北海道労働局長から諮問された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり確認した。

以下につきましては、専門部会報告書の「北海道最低賃金専門部会」の部分を「北海道地方最低賃金審議会」と修正したものであり、内容は同じものになりますので、読み上げを省略させていただきます。

以上でございます。

○賃金室長補佐

それでは、会長及び局長は、議場中央にお進み下さい。

撮影希望の方は、撮影をお願いします。

(議場中央において会長から局長へ答申文を手交)

○賃金室長補佐

会長及び局長は、お席にお戻り下さい。
撮影者の方も元のお席にお戻り下さい。
それでは、会長、進行をお願いします。

○亀野会長

ただ今、北海道労働局長に本審議会の意見を答申しました。
北海道労働局長から挨拶があると伺っております。
局長、よろしくお願いします。

○労働局長

北海道労働局長の村松です。
委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今、北海道地方最低賃金審議会の亀野会長から、北海道最低賃金の改正決定につきまして、56円引上げて1時間1,131円とする内容の答申をいただきました。
7月1日に諮問させていただいた後、慎重かつ集中的に調査審議をしていただきまして厚く御礼申し上げます。
また、北海道においては16年ぶりとなる、専門部会における全会一致による答申をいただきましたことにつきまして、委員の皆様に改めて感謝申し上げます。
本年度は、時間額単独方式となった平成14年度以降では、2番目に高い引上げ額となる中央最低賃金審議会の目安答申を受けての審議であり、中東情勢等の影響を受けた物価上昇が続く中で、委員の皆様におかれましては、非常に難しい御判断をいただいたものと考えております。
いただきました答申を尊重いたしまして、必要な事務手続を進めてまいりたいと思います。
委員の皆様には、今後も引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。
以上、簡単ではございますが、御礼の挨拶に代えさせていただきます。

○亀野会長

それでは、事務局から北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続等について説明してください。

○賃金室長

事務局から今後の日程を説明します。

昨日付けで審議会答申の要旨を既に公示しております。公示期間を15日間おきまして、8月19日水曜日を異議申出日の締切りとしております。

異議の申出がございましたら、本審議会を開催して審議することとなりますが、その場合は、8月21日金曜日午前10時から、異議申出に関する審議のための本審を開催したいと考えております。

異議について審議する本審において、異議が棄却された場合は、官報公示の手続を行い、9月1日火曜日に官報公示となり、10月1日の発効となる予定となります。

8月21日金曜日開催予定の異議審の詳細につきましては、後日、御連絡します。

以上でございます。

○亀野会長

今の説明によりますと、8月19日水曜日までに異議の申出があった場合は、8月21日金曜日の午前中に本審議会を開催して、異議申出について意見を求められることとなっておりますので、委員の皆様の御協力をお願いします。

それでは、次の議事に入ります。

議事次第（2）「特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について」です。

この件につきましては、本審議会において審議することとしていました。

まず、労働者側代表委員から意見ををお願いします。

○山田委員

労働者側代表委員の山田です。

特定最低賃金の必要性の有無につきましては、「必要性あり」ということを述べさせていただきます。

○亀野会長

次に、使用者側代表委員から意見ををお願いします。

○池田委員

使用者側としまでも「必要性あり」と判断します。

○亀野会長

ありがとうございます。必要性ありということでした。

それでは、4業種の特定最低賃金の改正決定について、必要性ありということでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは異議なしということで、4業種の特定最低賃金の改正決定については、改正の必要性ありとして答申いたします。

事務局から、答申文案を配布の上、それを読み上げてください。

○賃金室長補佐

それでは、お配りいたしました答申文（案）を読み上げさせていただきます。

北海道労働局長 村松達也 殿

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野淳

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金
 - 2 北海道鉄鋼業最低賃金
 - 3 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - 4 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金
- 以上でございます。

○亀野会長

ただ今の答申文案のとおり、北海道労働局長へ答申することによろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしとのことでしたので、これから答申をします。

○賃金室長補佐

それでは、会長及び局長は、議場中央にお進み下さい。

なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしくお願いします。

（議場中央において会長から局長へ答申文を手交）

○賃金室長補佐

会長及び局長は、お席にお戻り下さい。

記者の方も元のお席にお戻り下さい。

それでは、会長、進行をお願いします。

○亀野会長

それでは、議事次第（３）「特定最低賃金の改正決定の諮問について」です。

北海道労働局長から、特定最低賃金４業種の改正決定の諮問がなされると伺っております。事務局からお願いします。

○賃金室長補佐

諮問文につきましては、資料の右上に資料番号３と付した写しを配布しておりますので御参照願います。

それでは、お配りいたしました諮問文を読み上げさせていただきます。

北労発基0805第１号

令和８年８月５日

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野淳 殿

北海道労働局長 村松達也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記、最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- １ 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金
- ２ 北海道鉄鋼業最低賃金
- ３ 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ４ 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

以上でございます。

それでは、お手数をおかけいたしますが、会長及び局長は中央までお進み願います。

（議場中央において局長から会長へ諮問文を手交）

○賃金室長補佐

それでは、会長、進行をお願いします。

○亀野会長

ただ今、北海道労働局長から、４業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

委員の皆様には、改正決定に向けて御協力をお願いします。

次に、特定最低賃金の4業種ごとに専門部会を設置する必要がありますので、今後の日程等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

今後の日程等について説明します。

特定最低賃金4業種の専門部会の委員の方は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項の規定によりまして、9名以内で構成することとなっています。従来どおり、公労使各3名の合計9名で構成いただきたいと思います。

そこで、労働者及び使用者を代表する委員の推薦公示を本日、8月5日水曜日に行います。公示期間を3週間おきまして、8月26日水曜日を締切日とさせていただき、締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように、手続を進めてまいりたいと思います。

また、特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても本日8月5日水曜日に公示し、公示期間を3週間おきまして、8月26日水曜日を締切日とさせていただきたいと考えております。

提出された意見につきましては、その後に開催する各産業別の専門部会に報告させていただきます。

特定最低賃金の改正決定の発効日につきまして、例年どおり12月1日を目指しますと、資料番号4に記載されておりますとおり、10月1日木曜日が答申の期限となります。

第1回目の特定最低賃金の専門部会につきましては、審議時間を十分にとるため、本年度も4業種合同会議の開催を見送り、日程調整の上、9月上旬から各専門部会を開催できればと考えております。

○亀野会長

ただ今の事務局からの報告につきまして、何か御質問はございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。それでは事務局はそのとおり手続を進めて下さい。日程についてもよろしくお願いします。

そのほかに何か事務局からありますか。

○賃金室長

特定最低賃金専門部会の開催に当たりまして、次に申し上げます3点につしまし

て、この場で決議をお願いします。

1点目は、設置されます4業種の特定最低賃金専門部会において全会一致で改正金額が議決された場合には、最低賃金審議会令第6条第5項により、専門部会の議決を本審議会の議決とすることです。

2点目は、特定最低賃金専門部会の公開・非公開のことですが、特定最低賃金専門部会の審議では、個別の企業の情報等の非公開情報が取り扱われることが多くありますので、第1回目の各特定最低賃金専門部会を非公開として開催することです。なお、第2回目以降は、各特定最低賃金専門部会運営規程第5条に基づき、各専門部会長の判断によるものとします。

3点目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会の廃止のことです。

専門部会は最低賃金審議会令第6条第7項により、その任務が終了したときは、審議会の議決により、これを廃止することになりますので、各専門部会からの答申後、異議の申出がなかった場合は、異議申出期間が終了した時点で専門部会を廃止することです。

以上の3点につきまして、決議をお願いします。

○亀野会長

ただいまの事務局の提案について、何か御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特に意見はないようですので、事務局提案のとおり、

1点目として、各特定最低賃金専門部会において全会一致で改正金額が議決された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項により本審議会の議決とします。

2点目として、各特定最低賃金専門部会の審議では、個別の企業の情報等の非公開情報が取扱われることが多くありますので、第1回目の各専門部会を非公開として開催することとします。

3点目として、各特定最低賃金専門部会からの答申後、異議の申出がなかった場合は、異議申出期間が終了した時点で、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により専門部会を廃止することとします。

この3点について、以上のとおり、決定してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしですので、そのように決定させていただきます。

4業種とも効率的に審議ができますよう、皆様の御協力をよろしくお願いします。
最後に（４）「その他」ですが、何かございますか。

○賃金室長

本日、答申をいただきました北海道地域別最低賃金の改正につきまして、異議の申出書の提出があった場合、第４回本審において審議いただくこととなりますが、必要と認められる場合は、異議申出者その他関係者に参考人として出席を求めることができるかとされております。

参考人の出席につきましては、今年は従前どおり出席を求めないこととしたいと考えております。

○亀野会長

ただ今の事務局からの提案について、御質問・御意見はございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

では、異議申出者その他関係者に参考人として出席を求めないことを御承認いただけますでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

ありがとうございます。事務局提案のとおり決めることにいたします。
そのほかに御意見はございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

御意見がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。
ありがとうございました。

特に専門部会の皆様には、７月１日に諮問されて以降、本日まで非常に御多忙な中、短期間の日程で真摯に議論を尽くしていただいたことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

閉会とさせていただきます。